

原子力施設等におけるトピックス
(令和2年3月9日～3月15日)

令和2年3月18日
原子力規制庁

○令和2年3月9日～3月15日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和2年3月9日～3月15日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関する事案で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス
該当なし

<その他>

3月13日発表 関西電力株式会社 高浜発電所 1,2号機 安全対策工事における協力会社作業員の死亡事故について

電気料金関係

ガス料金関係

停電

電力需給

原子力発電

共通

美浜発電所

高浜発電所

大飯発電所

火力・水力発電

新エネルギー・研究開発

経営・財務関連

環境

託送

その他

プレスリリース

2020

ツイート いいね! 0

 2020年3月13日
 関西電力株式会社

高浜発電所 1、2号機 安全対策工事における協会社作業員の死亡事故について

高浜発電所 1、2号機(加圧水型軽水炉 定格電気出力 8 2 万 6 千キロワット、定格熱出力 2 4 4 万キロワット、第 2 7 回定期検査中)において、安全対策工事の一環としてトンネル掘削作業中、本日 1 6 時 1 0 分頃、トンネル内で、資機材運搬用のトラックがトンネルの奥に向かって後退していたところ、トンネルの奥で発破作業の準備を監視していた作業員 1 名と衝突しました。

その後、直ちに 1 1 9 番通報を行い、小浜病院に救急搬送し、救命処置を受けていましたが、本日 1 9 時 1 0 分、医師により死亡が確認されました。

お亡くなりになられた方に心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆さまに心からお悔やみ申し上げます。

また、こうした事態を発生させてしまったことについて、深くお詫び申し上げます。
 当社といたしましては、今回の事故の発生原因について詳細に調査してまいります。

以 上

添付資料：高浜発電所 1、2号機安全対策工事における協会社作業員の死亡事故について [PDF 300.36KB]


[サイトマップ](#)
[個人情報保護方針](#)
[サイトのご利用について](#)

© KEPCO THE KANSAI ELECTRIC POWER CO., INC.

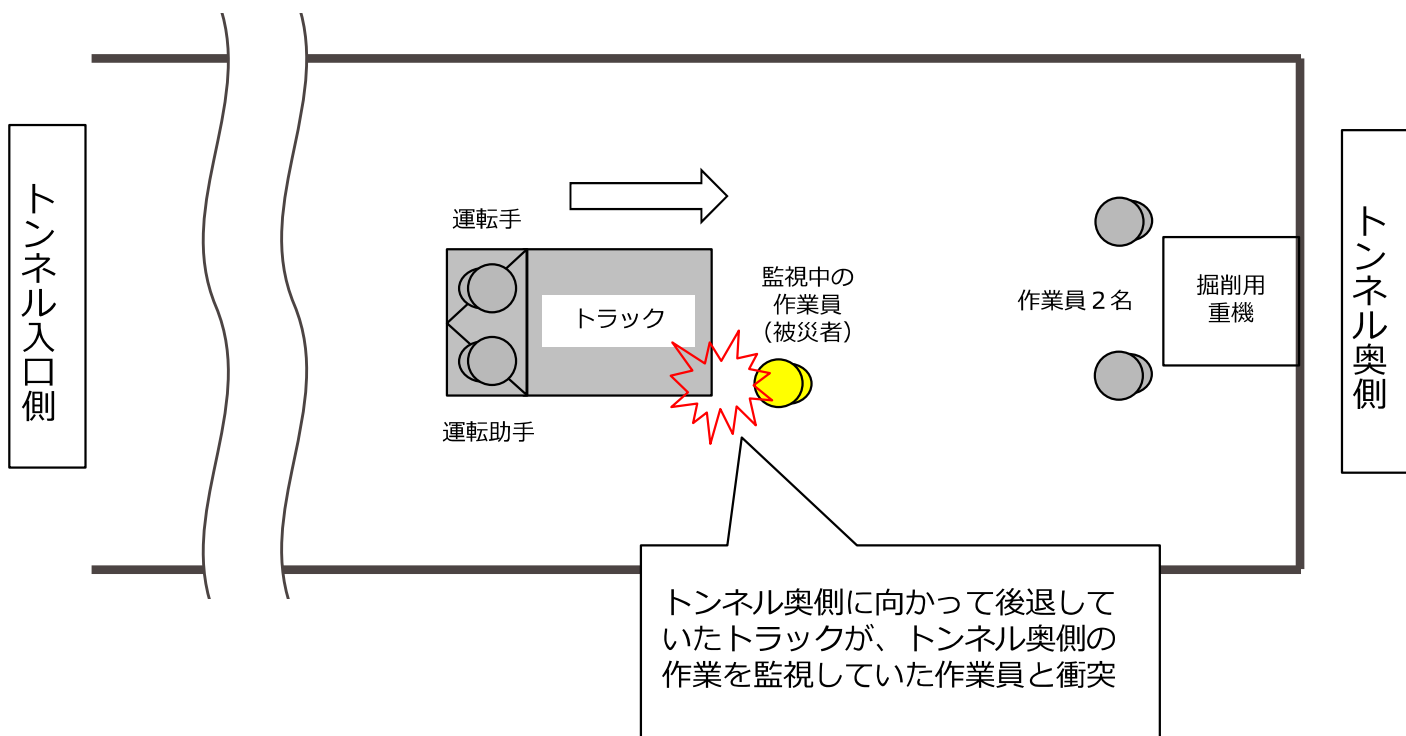
(関西電力株式会社HP掲載)



高浜発電所 1、2号機 安全対策工事における 協力会社作業員の死亡事故について

現場状況図

【トンネル平面図】



【トンネル断面図】

